
令和2年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第11日)

令和2年12月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第11号)
日程第2 議案第115号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第12号)
日程第3 議案第116号 損害賠償の額の決定について
追加日程第1 議案の撤回について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第93号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第11号)
日程第2 議案第115号 令和2年度対馬市一般会計補正予算(第12号)
日程第3 議案第116号 損害賠償の額の決定について
追加日程第1 議案の撤回について
-

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 坂本 充弘君 | 2番 伊原 徹君 |
| 3番 長郷 泰二君 | 4番 春田 新一君 |
| 5番 小島 徳重君 | 6番 吉見 優子君 |
| 7番 渕上 清君 | 8番 黒田 昭雄君 |
| 9番 小田 昭人君 | 10番 山本 輝昭君 |
| 11番 波田 政和君 | 12番 小宮 教義君 |
| 13番 齋藤 久光君 | 14番 初村 久藏君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 大部 初幸君 |
| 17番 作元 義文君 | 19番 小川 廣康君 |
-

欠席議員(1名)

- 18番 上野洋次郎君
-

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	課長補佐	柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	乙成 一也君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	松井 恵夫君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	伊賀 敏治君
水道局長	立花 大功君
教育部長	阿比留裕史君
中対馬振興部長	波田 安德君
上対馬振興部長	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長	扇 明宏君
上県行政サービスセンター所長	原田 勝彦君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	阿比留 裕君
監査委員事務局長	御手洗逸男君
農業委員会事務局長	庄司 智文君

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

報告します。上野洋次郎君から欠席の届出があつております。

なお、説明員変更の届出があり、本日、永留教育長が出席しております。

ただいまから議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第93号

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

議案第93号は、各常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂本充弘君。

○議員（1番 坂本 充弘君） おはようございます。総務文教常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月10日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、事業費の実績見込みにより、15款国庫支出金で、地方創生推進交付金の減、16款県支出金で、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の減、22款市債で、航路運賃割引事業債及びわがまち元気創出支援事業債の減が主な補正であります。

歳出は、2款総務費で、実績見込みによる雇用機会拡充支援事業補助金及びわがまち元気創出支援事業補助金の減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用者減少による航路・航空路運賃低減事業負担金の減、博多・比田勝航路の事業費確定による航路運賃割引事業補助金の減、10款教育費で、教科書改訂に伴う中学校教師用教科書及び指導書購入に係る消耗品費の追加、GIGAスクール構想による小学校タブレット1人1台導入に係る通信運搬費の追加が主な補正であります。

以上、本委員会に付託されました議案第93号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 厚生常任委員長、伊原徹君。

○議員（2番 伊原 徹君） おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の審査報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月11日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、低所得者に対する介護保険料軽減負担金の追加、保育園及び僻地保育所の運営費に係る施設型給付費負担金の追加、各保育所の新型コロナウイルス感染防止対策経費に係る保育対策総合支援事業費補助金の計上、台風被害により発生した災害廃棄物の処理に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の計上、22款市債で、高齢者コミュニティセンターの台風被害による屋根の改修工事等に係る災害復旧事業債の追加などが主なものであります。

歳出は、2款総務費で、固定資産の評価替えに係るデータ変換業務に伴うシステム改修委託料の追加、3款民生費で、支援が必要と思われるひとり親家庭等の子どもに対する見守り強化を図る支援対象児童等見守り強化事業委託料の計上、放課後児童クラブ、子育て支援センターに対する事業費単価の改正及び新型コロナウイルス感染防止対策に係る委託料の追加、4款衛生費で、子宮頸がんワクチン予防接種に係る委託料の追加、申請件数の増加に伴う使用済自動車等海上輸送費補助金の追加、11款災害復旧費で、歳入と同様に、本年9月に発生した台風被害による高齢者コミュニティセンターの屋根改修等に係る工事請負費の追加、家屋廃材、瓦、瓦礫類などの処理に係る災害廃棄物処理業務委託料の計上などが、今回の補正の主な内容であります。

以上、本委員会に付託されました議案第93号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 産業建設常任委員長、長郷泰二君。

○議員（3番 長郷 泰二君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告を行います。

令和2年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条第1項の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第93号の1件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は、12月9日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、全委員出席の下、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第93号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第11号）のうち、本委員会に係る歳入は、15款国庫支出金で、離島活性化交付金の減額、16款県支出金で、地籍調査事業補助金の減額、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金及び水産業施設災害復旧事業補助金の計上、

2 2 款市債で、商工債の減額、農林水産施設災害復旧債の計上が主なものであります。

歳出は、農林水産部関係で、農業用ハウス・畜舎等復旧対策支援事業補助金の計上、肉用牛多頭飼育施設整備事業補助金及び水産加工品等輸送コスト助成事業補助金の追加、農林水産施設災害復旧費の計上、対馬市農業振興公社運営費補助金の皆減が主なものであります。

建設部関係では、内山 2 号線道路改良工事に係る予算の組替え、国の内示減に伴う地籍調査測量委託料の減額が主なものであります。

観光交流商工部関係では、新型コロナウイルス感染症の影響による対馬エンターテインメント活用事業や海山交流事業等の各種イベントの中止及び対馬博物館の開館延期に伴う文化財魅力発信事業の一部中止による事業費の減額が主なものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第 9 3 号につきましては、慎重に審査し、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（小川 廣康君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 9 3 号、令和 2 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 1 号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する各常任委員長の審査報告はいずれも可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川 廣康君） ありがとうございます。起立多数です。本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第115号

日程第3. 議案第116号

○議長（小川 廣康君） 日程第2、議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）及び日程第3、議案第116号、損害賠償の額の決定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、本年9月の台風第10号により、公共施設の屋根が飛散し、個人住宅に被害を与えた事件に係る損害賠償金の計上と、補正予算（第4号）として専決処分により承認いただきました、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給のための事業費の増額でございます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,126万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361億4,162万6,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、11款地方交付税は、普通交付税3,764万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金361万7,000円の追加でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費は、令和2年台風第10号に係る損害賠償金3,764万6,000円を計上しております。

なお、賠償金の内容につきましては、議案第116号において詳細説明を行いますので、省略

させていただきます。

3款民生費2項児童福祉費は、児童扶養手当受給世帯などを対象とした、ひとり親世帯臨時特別給付金及びその支給に係る事務費を合わせまして、361万7,000円の増額でございます。この給付金は、既に給付を実施しているところでございますが、対象者に対し、基本給付部分を再支給するもので、国からも原則年内の支給を求められていることから、追加議案として予算計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました、議案第116号、損害賠償の額の決定について、提案理由とその内容につきまして御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

なお、参考資料として被害状況写真及び損害賠償額内訳をタブレットに掲載しておりますので、御参照ください。

本案は、令和2年9月7日の早朝に襲来した台風第10号の暴風によって、小鹿漁村センターの屋根全体が相手方の所有する住宅に飛散し、甚大な損害を与えたため、その損害を賠償するものであり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

損害調査の結果は、屋根、ひさし、建具の破損、柱の傾斜や隙間、天井雨漏り、内壁、基礎の亀裂等の受忍の範囲を超える損傷が確認され、復旧の方法としては、損傷の大きかった北側部分を部分再築工事とし、損傷の小さい南側部分を補修工事として建物の損害額を算定しております。

建物の損害額の内訳としては、まず部分再築工事では、損傷部分の解体処分費及び建物の部分再築費で約2,900万円となります。再築費は、建物の経過年数を踏まえ、再築補償率63.9%を乗じて算定をしております。

次に、補修工事は南側屋根と内壁補修が主なもので約390万円であり、建物損害額は合計の3,290万3,685円となります。また、建物の再築及び補修工事期間に発生する必要な経費の補償としまして、動産移転補償、仮住居補償、営業休止補償及び移転雑費補償があり、合わせて474万2,075円を補償金として算定しております。建物損害額と補償金の合計3,764万5,760円が損害賠償の額となります。

今回の台風第10号により、被害を受けられました居住者の方には、日常生活での不便はもとより、精神的にも大変な御苦痛を与えてしまいました。また、御家族をはじめ、親族の方々にも多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことを、心からおわび申し上げます。一刻も早く平穏な

日常生活が送られるよう、引き続き誠意を持って対応したいと思っております。

今後は、このようなことがないように施設管理には十分気をつけてまいります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第115号、116号について質疑はありますか。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） この補償額の約3,700万円なんですが、市の施設の屋根が飛んで、同じ敷地、市の敷地じゃなくて、ほかのところにその屋根が当たったの被害ということなんですよね。普通、台風ですから、ほかのところもそうだと思いますけども、同じ市の敷地なら、その管理上の問題があるかもしれないが、その建物の屋根が飛んでほかの家に当たったということは、これ、台風による被害ですよ、完全なる。そういうふうな台風による完全なる被害、例えば熊本もそうですけども、このような中で、果たして地方公共団体が補償する必要があるのかなと思うんですけどね。高い金額ですよ、3,700万、それが一つと、この金額からするとほとんどもう全壊に近い状態の金額だと思うんですが、査定金額の何%ぐらいに当たるのかということですね。

それと、皆さんもよく、自分たちの家を持っておられると思うんですが、ほとんどの方が建物を建てるときとか、今、保険に入るんですよ。特に銀行関係から融資を受けるときには、絶対的に入らざるを得ないんですが、その補償金額もあろうかと思うんですが、補償金額が出たときに、その損害会社からですね、それも差し引いた金額なのか、当然のこどく、こういうふうにして金が出ているんだから、その保証会社の金額の査定も既に出ていると思うんですが、引いた金額なのかという、まずこの3点。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 小宮議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の公共施設内じゃない災害、台風による飛散した建物が相手さんの建物に当たって、損害をしたということですけど、市といたしましては、台風による災害でありましても、施設としては市の施設でございます。その施設が個人の家に当たって被害をもたらしたわけですので、これをそのまま放置しておくわけにはいきません。管理上もあるかもしれませんが、市が責任を持って対応していくべきと考えております。

そして、2点目の査定額ですけど、一応先ほども申しましたように、工事費を算定いたしまして、経過年数がたっておりますので、63.9%の率を掛けて算定をしております。

3点目ですけど、相手が保険を掛けていた場合、差引きをしているのかということですけど、

一応市といたしましては、相手方の被害物件は住宅でありまして、台風が接近したとしても、移動させることができない固定資産であります。今回、市が所有する建物から飛散した屋根によって被害が発生し、相手方に全く非がないということから、相手方が加入している保険に関係なく、市としての責任として今回損害賠償を行うものでございます。相手方が加入されている民間の保険会社が、保険金の支払額をどのように算出されるかは、保険会社のほうで判断されるものと存じます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 査定額の63.9%ぐらいということですよ、評価額の。皆さんも御存じだと思うんですけど、千葉県で、去年、ゴルフ場の支柱が壊れて、そして民家にこう落ちて、民家が非常に被害を被った事例がございますよね。あれも当初はそのゴルフ練習場の持ち主が補償するって言いよったけれども、法的には払う義務がないんだと。なぜかという、台風という自然災害だから、そういうところまで補償が、及ぼす必要はないということなんですよ。

これも同様で、確かに市の施設のものが飛んで相手に当たったというならば、じゃあ、どういう状況でその屋根が飛び、被害を被ったかを工学的に、いろいろな分野で検証して、それが自然災害以外のものであるというならば、例えば、その10の風が吹いて、最大限吹いて飛んだというのか、それとも一般的な風の中で飛んだというのか、そういうふうな理論的なものがなされなければ、補償する必要はないと思いますよ。それが災害なんですよ。

それによってその因果関係が分かれば致し方ないんじゃないかということで、補償にはなりませんよね。そういう理論的なことも検証されてのことなんですか、科学的な、それが一つと、先ほど民間民間って語っている分は、保険は別だと、ということは、この3,700万を市が払って、向こうは多分保険に入るとお思いますよ。これからするとほぼ全壊ですよ、規模からすると。じゃあ、全壊の費用をまた向こうもらうわけですよ、それはダブルになるんじゃないですか。だから、その、払うほうの、多分、これに入るとる保険会社、市が入ってる保険会社がありますよね、そちらのほうもその相手側の保険を削除した分を払うのが私は当然だと思いますよ。その辺の確認は保険会社にされたんですか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 1点目の施設に瑕疵がなかったかというような形になろうかと思うんですけど、1点目は。一応、小鹿漁村センターの雨漏り対策として、今回、木造の屋根を設置しているわけなんですけど、この屋根は平成16年度に設置をいたしております。今回の台風は鰯浦の観測上、史上最大となる最大瞬間風速48.9メートルを記録した台風第10号の

猛威に耐えることができずに飛んだものでございますが、台風第10号が来る前、台風第9号が約1週間前に来たわけなんですけど、そのとき私たちが庁舎に待機して、そして翌日、台風が過ぎ去った翌日には、各公共施設の点検を行っております。そのときには、この小鹿の漁村センターも台風第9号によって、瓦が数枚飛散した状況は見受けられました。ただ、次、台風第10号が接近しておりましたので、この補修に当たっては、ちょっと台風第10号が次来てから補修をする予定としておりました。

2点目の保険の件ですけど、確かに相手、保険会社のほうは、どのようにこうなっているかっというの、ちょっとそこまで詳しくは調査しておりませんが、聞くところによりますと、保険の種類によりましては、ケース・バイ・ケースで保険金が支払われる場合と支払われない場合があるみたいですので、そのところはちょっと詳しくは調べておりません。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） その保険でお尋ねしますけども、その、市が入っている保険がありますよね、全国の、その分のこれに対する査定金額、市の施設は全部保険に入っていますよね、あちこちに。その保険会社のこの建物に対する査定金額がどれほどなされたのかと思うんですが、基本的には、それは当然、向こうの、市のほうの保険に入っているその保険会社との話はされて、金額の設定もされたんですか。その約款の中に、例えば、その建物の被害全額の中に、他の保険に値するものがあって、その分を省いた金額を市が入っている保険会社が払うというふうなシステムが一般的だと思うんですが、その辺の、市が入っている保険会社における確認はなされたんですか、査定金額と。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 市が入っている保険ですけど、これは全国町村会総合賠償補償保険というのがあります。これに対しましては、早速今回の保険の手続きをさせていただきました。ただ、その保険会社からは、先ほど議員もおっしゃられましたように、台風による、予想をはるかに超える自然災害であり、この市がかたっております総合賠償補償保険の対象にならないという回答は頂いております。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 保険会社が言うのは、要するに、対象にならないというんですよ。だから、先ほど当初、最初申したように、ゴルフ場の件と一緒に自然災害なんです。自然災害のものを、これ自然だから仕方ないじゃないですか、お互いにその被害を被ったわけだから。保険会社が査定はその対象にならないというならば、それは、相手側の保険には対象になる

と思います。多分、ほぼ全壊ですから。そちらのほうで賄うべきなんですよ。そうしなければ、これ一般財源から全部出すんですよ、そういうことはあり得ない。対象になれば別としても、対象にならないものを一般財源から出す必要ないですよ。それで、だから、その方は保険に入ってるんだから、そっから賄わなければいけないと思います。同じような金額出るはずですよ。払う必要ないです。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほどの部長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思いますが、今、議員おっしゃられるように、千葉県のゴルフ練習場の災害のことは私も気になっておりました。そういう中で、確かに最初は自然災害であって、補償する必要はないというようなことで進められていたようでありましたけども、あと、またそのオーナーが、そのゴルフ練習場を売却してから補償を払うというようなことで、今現在進められているというようなニュースも私も読んでおりました。

そういうこともありまして、今回は特に、確かに保険はかたつてあると思いますけども、ただ、市の施設が隣の住宅に屋根が飛散して、受忍の範囲を超えた被災が発生したというようなことで、このことにつきましては、市といたしましては補償をすべきということで、このような議案としてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小川 廣康君） 最後です。12番、小宮教義君。

○議員（12番 小宮 教義君） 先ほどゴルフ場の話されましたけども、法的には、自然災害ですから払う必要はありません。あれはオーナーの厚意によって、個人的な厚意によってされたんですよ。今回は、公共的なお金を払う、市民のお金を払うんだから、個人の感覚とはまず切り離すべきだと思います。公のお金なんですよ。ですよ。

そして、もう一つは、その、予期せぬために、市町村も、全国の市町村もその保険に入ってるんですよ。予期せぬときのために。今回は、先ほどの説明ですと、48メートルで飛んだと、それが予期せぬことだという話ですよ。結果的には、建物というのは、40メートルぐらいで屋根が飛ぶようには最初からできていないんですよ。大体60メートルが基準なんです。その範囲内じゃないですか。であれば、保険というのは、入っている保険は下りるべきだと思います。予期せぬものというのは、例えば80メートルとか90メートルとか、そういうものなら予期せぬものかもしれないが、建物建てるときには60メートルという基準があって、その中で物事やっていくんだから、それ以外のものについて被害を被ったっていうことは、この保険会社が払うべきであります。何かほかに要因があれば別としても。先ほどのゴルフ場の話じゃないですけども、あれは個人的なもの、法的には払う必要はない、それが法律なんですよ。今回は、市民から

集めたお金、3,700万を払うというんだから、それとこれとは違う。よって、これは払うべきじゃないと思いますよ。そのための保険なんだから。

以上です。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか、11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） 少し、関連でもう少し話をしますが、先ほど説明では施設管理に徹底するという事は、施設管理がなされてなかったという捉え方でいいんですか。といいますのが、せっかくうちにも弁護士さんがおらはるのに、その辺をしっかりと指導を受けながらの答えなのかということも大事になってくると思います。だから、そういうところしてあれば、してあるような、しっかりした理由がなければ、先ほどの話みたいになると思うんですよ。ただ、被災を受けた人の気持ちも分からんわけでもございませんが、全体感の話になりますので、この辺はどうなんですか、しっかりと指導を受けましたか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 弁護士の方には一、二回指導は受けておりますが、先ほど言われました、その施設管理ですけど、施設管理につきましては、今回もいろいろ修繕等の予算とか何かも計上させていただいておりますが、市が管理する建物に不具合等が生じた場合、早急にその不具合等を直していきたいと、そしてこのような、今後このようなことがないように、施設管理には十分注意してまいりたいという気持ちで先ほど述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） いやいや、そういう話じゃなくて、要するに、今、自然災害の話がありながらの展開になっているわけですよ。だから、しっかりした根拠がなければ、先ほどの質疑になるじゃないですか。だから、市としましたら、自分ところの弁護士さんも相談してみても、いろいろ法的にも相談したということですね。そしたら、もう一度、うちの顧問弁護士さんは、生財源使って補償してやれというような回答になったっちゃうことで捉えていいんですか。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 今、波田議員がおっしゃられるような、その、市の財源を使ってやりなさいとか、そういうことまでは話はしてません。相談はしてません。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） いやいや、あのですね、それじゃ答えにならない、上程する以上は、やっぱりしっかりした、皆さんに理解をしてもらうのが先じゃないですかね。

だから、個人が被災に遭われた方云々というつもりは何もございません。しかし、これ、大きな問題で、事例をつくったら、これから全部いきますよ。そういうふうな形になるから、今、先ほど12番議員が言いますように、私どもとしたら根拠は欲しいんです、根拠がですね。だから、その辺をはっきりなされたほうが、市長、今後もいいじゃないですか、基準があったほうが。そうなけらんと、何と申しますか、本当ですね、いや、今回がうそとは言いませんけど、今後ですよ、そういう話があちこちで出てきたら、もう大変なことになるやないですか。

民間でこんな話がありまして、看板飛んで飛ばんで傷ついた傷つかんというですね、どうして、誰もビデオ撮るとるわけでもないし、どこでどうなったか分からんじゃないですか。それで争いがありますっていうことで、弁護士さんもその話をなされた人がおりましたよ。だから、その辺をもう一度だけ、その、しっかりした理由づけをお願いしたいんですけど。

○議長（小川 廣康君） 答弁できますか。上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） 今回の、保険の対象にならないということで、弁護士さん等にも先に話はしておりますが、市としましては、先ほども申しておりますが、飛散した屋根が市の所有でありまして、それが隣の家に落ちたということはもう明白でございます。その責任を、誠意を持って今回していきたいという考えでございます。

○議長（小川 廣康君） 11番、波田政和君。

○議員（11番 波田 政和君） ちょっと休憩してくれませんか。

○議長（小川 廣康君） ちょっと待ってください。まだちょっと、ほかにいろいろあるようございますので、暫時休憩をいたします。

午前10時46分休憩

午前11時53分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

追加日程第1. 議案の撤回について

○議長（小川 廣康君） お諮りします。ただいま市長から議案第116号、損害賠償の額の決定について、議案の撤回についての申出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案の撤回についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 議案第116号、損害賠償の額の決定につきましては、対馬市議会会議規則第19条第1項の規定によりまして、議案を撤回したく、御説明申し上げます。

初めに、議案の撤回という事態に至りましたことを、深くおわび申し上げます。

損害賠償の額の決定につきましては、総合賠償補償保険制度における市の瑕疵判断及び被害者加入の保険適用の可否について疑義が生じ、詳細な事情確認を行う必要があり、撤回をお願いするものでございます。

議案の撤回ということを重ねて深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないように、議案を提出するよう注意してまいります。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第116号、損害賠償の額の決定についての撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。議案第116号は、撤回することに決定しました。

次に、議案第115号、対馬市一般会計補正予算（第12号）について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第115号は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論、採決を行います。

議案第115号、令和2年度対馬市一般会計補正予算（第12号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定いたしました。

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長から挨拶の申出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

1月30日の議会臨時会で議決いただきました、たべのる券事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食事業者及びタクシー事業者に対し、地域の消費喚起による事業継続支援を目的として実施するもので、今月1日時点で、本市に住民登録をしている方を対象に、お一人3,000円分の対馬たべのる券をお届けいたします。

会食においては、なるべく普段一緒にいる御家族やお仲間とお食事等を楽しんでいただきたいと思います。

先週から、順次各家庭に送付しており、発送作業は本日までに完了いたします。まだ届いていない御家庭におかれましては、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、厳原港国内ターミナルビルについてでございます。

各関係機関及び航路事業者等の御尽力により、今月10日に国内ターミナルビルの供用を開始いたしました。

また、12日には、古賀参議院議員、中村知事、池光国土交通省大臣官房審議官ほか関係者の皆様に御出席いただき、国、長崎県、本市の共催により、厳原港離島ターミナル供用式を行いました。今後も、対馬の玄関口となります本施設を核とするまちづくりに取り組んでまいります。

本定例会におきましては、12月8日から11日間にわたり、慎重に御審議いただき、御提案申し上げました議案について御決定を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上のため適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式を予定しております。例年、シャインドームみねで実施してございましたが、新型コロナウイルス感染予防対策を考慮し、市内3会場に

分散し、執り行います。議員皆様には、新年早々御多忙のこととは存じますが、御出席いただき、新成人の門出をお祝いいただきますようお願いいたします。

また、5日には消防出初式を予定しております。出初式につきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、一堂に会しての式典は中止し、各地区、旧町単位で開催いたします。

なお、年末年始には人の移動や人と会う機会が増え、感染のリスクも高まることが予想されます。市民の皆様におかれましては、マスクの着用、丁寧な手洗いの励行、3密の回避などを徹底していただき、感染予防、感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様をはじめ、市民皆様方の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（小川 廣康君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第4回定例会は、議案全般にわたり、熱心に御審議いただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待いたします。

さて、今年も残すところあとわずかになりました。新型コロナウイルス感染拡大はとまらず、停滞している日本経済の再始動を図るために立ち上げられたG o T o トラベルキャンペーンは、全国一斉に取りやめとなり、突然の方向変換となりました。

このような状況下で、議会は何をしなければならぬか、新型コロナウイルス感染拡大の初期に戻り、まず市民に寄り添い、市民と同じ目の高さに立ち、何をすべきか要望を聞き、様々な声を集め、議会で取り上げるべき方策はどうであるべきかを議論しなければならないと思います。

感染拡大防止策を先行させては、いつまでも先が見えない自粛が続くだけであり、地域のみならず、人が壊れてしまいます。新型コロナ終息時には、市民が希望を持って迎えられよう、市長とともに方策を議論しなければならないと思っております。

終わりにりましたが、皆様におかれましては、これから年の瀬に向けて慌ただしい毎日を過ごされることと思いますが、くれぐれも健康に留意され、御家族そろって健やかな新年を迎えられますことを祈念し、閉会の挨拶とします。

会議を閉じます。

これもちまして、令和2年第4回対馬市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 小川 廣康

署名議員 小田 昭人

署名議員 山本 輝昭

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員